

 \bigcirc

山形県公報

平成18年5月19日(金) 第1742号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(村山総	合支庁福祉部	果)759
指定居宅サービス事業者の指定	(同)760
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更	(同) 同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止	(同) 同
指定居宅介護支援事業者の指定	(同) 同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更	(同)761
予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更		. (保健薬務認	果)…同
予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示		. (同) 同
予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行	う主たる場所	. (同)762
土地改良事業の計画変更の認可	(村山総合支	方農村計画部	果)…765
県営土地改良事業に係る換地処分	(最上総合支	方農村整備語	果)…同
土地改良事業施行の適当の決定	(庄内総合支	: 庁農村計画部	果)…同
開発行為に関する工事の完了	(村山総	合支庁建築語	果)…766
同	(同) 同
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程		.(出納 周	曷)…同
県証紙売りさばき業務の廃止の届出		. (同) 同
公告			
平成18年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の	募集	. (市町村部	果)767
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(村山総合支	· 庁企画振興語	果)同
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(同)768
平成18年度教科書展示会の開催		. (教育委員会	会)同
警備員指導教育責任者講習の実施			

山形県告示第511号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

示

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居種	宅サ - 類	- ビス	O	廃止年月日
有限会社マウンテンリバー コーポレーション 山形市小白川町一丁目 5番21 号	サポート21	訪	問	介	護	平成18.4.3

山形県告示第512号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成18年5月19日

> 山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居種		- ビス	0	指定年	月日
株式会社東北福祉サービス	宅老所なとりの家	诵	55	介	莊	₩#.40	4 40
天童市大字清池38番地3	村山市大字名取447番地の 1	地	所	ונ	護	平成18.	4.18

山形県告示第513号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者	居宅サービ		事	業所の名称	称及び所在	地		亦五午日口
の名称及び所在地	スの種類	变	更	前	变	更	後	· 変更年月日
株式会社マルイチ	福祉用具貸	さふらん	朝日店		福祉用品	マルイ	チ	W 1740 4 4
西村山郡朝日町大字宮宿 600番地 7	与	西村山郡	朝日町	大字宮宿2	2363			平成18.4.1

山形県告示第514号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨 の届出があった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社団法人山形県看護協会	訪問看護ステーションやまがた中山サテライト	平成18. 3.31
山形市松栄一丁目 5 番45号	東村山郡中山町大字柳沢2336番地の 1	→ /3£10. 3.31
株式会社ファーコス	株式会社ファーコスまいづる薬局	П
東京都千代田区神田練塀町68番地 1	天童市鎌田本町三丁目 6 番23号	同
合資会社サポートハウス・ファミリー	居宅介護支援事業所ふぁみりー	
天童市三日町二丁目6番7号	天童市三日町二丁目6番7号	同 4.1

山形県告示第515号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成18年5月19日

> 弘 山形県知事 齋 藤

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社りぼん	有限会社ケアサポートりぼん	平成18.4.3
西村山郡河北町西里380番地の16	西村山郡河北町西里380番地の16	1,52,101 11 0
社会福祉法人みゆき福祉会	指定居宅介護支援事業所ひいな	同 4.5
上山市弁天二丁目 2番11号	西村山郡河北町谷地甲30番地	Lij

東日本総合サービス株式会社	べにのはな介護サービス	同	4 20
東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号	山形市南栄町三丁目 9 番20号	미	4.20

山形県告示第516号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者	事業所の名言	称 及 び 所 在 地	変更年月日
の名称及び所在地	変 更 前	変 更 後	发 史平月口
有限会社渋谷別館	クオリティケアサポート渋谷	クオリティケアマネージメト渋 谷	平成18.4.1
東根市温泉町二丁目 2番 20号	寒河江市大字長岡1541	東根市温泉町二丁目 2 番18号	— лж 10. 4. 1

山形県告示第517号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり 予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成18年5月19日

山形県知事 藤 弘

	医	師	氏	名	3	予防接利	重を行	う主た	こる場所	斩	变	更	年	月	B
	区	Þih		₽	变	更	前	变	更	後	夂	丈	+	Ħ	П
石		井	孝	德	公立高 東置賜 畠386都	郡高畠町	大字高	ニック	ァミリ 郡高畠町 地の13		3	平成	17.	9. 27	7

山形県告示第518号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

医	師	氏	名			予	防接	種	を	行う主たる場所
	Hih	LC	П		医	療	機関	名		所 在 地
藤	波		浩	藤	波	内	科	医	院	酒田市本町一丁目4番3号
斎	藤		暹	斎菔	長内	科・	胃腸	科医	院	同 幸町一丁目13番33号

山形県告示第519号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条 及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成18年5月19日

弘 山形県知事 齋 藤

医	師	氏	名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
	Hih	L	Д	医療機関名 所在地
高	橋	憲	幸	山 形 市 立 病 院 済 生 館 山形市七日町一丁目 3 番26号
Ξ	浦		章	同同同
清	水	行	敏	同同同
狩	野	茂	之	同同同
福	#	昭	男	同同
橘		英	忠	橘内科胃腸科小児科医院 同 西田四丁目9番16号
奥	Щ	直	行	千 歳 篠 田 病 院 同 長町二丁目10番56号
内	ケー崎	順	平	二 本 松 会 山 形 病 院 同 桜町2番75号
Ξ	角	幸	生	司
亀	谷		剛	国立病院機構山形病院 同 行才126番地の2
平	間	紀	行	同 同
柘	植		通	柘 植 医 院 同 香澄町一丁目11番15号
西	條		進	西 條 ク リ ニ ッ ク 同 あこや町三丁目12番15号
齋	藤	雅	昭	さいとう泌尿器科皮膚科 同 あかねヶ丘二丁目10番58号
伊	藤	眞	理子	真理子レディースクリニック 同 小姓町 6番35号
宮	Ш	修	_	宮川整形外科クリニック 同 宮町二丁目1番34号
小	関	清	夫	こせき腎泌尿器科こせき小児科 米沢市大町四丁目 4 番14号
今	井	高		い ま い 医 院 同 花沢町2695番地の5
岩	崎		聖	酒 田 市 立 酒 田 病 院 酒田市千石町二丁目3番20号
奥	Щ	洋	信	同同
木	村	美	奈 子	同同

窪			俊		晴					Ī	司						同
齋		藤	郁		子					[i	司						同
東	海	林	岳		樹					[i	司						同
内		海	秀		明					Ī	司						同
西		Щ	悟		史					[i	司						同
林			香		織					F	司						同
原		田	幹		生						- 司						同
松		木	真		吾						司						同
吉		田	き	ま	 子					Ī	======================================						同
角		谷	廣		幸	あし	ハま	î l	١皮	八層	科	ク	リニ		」ク	同	相生町二丁目 5 番35番
角		谷			 子					Ī							同
照		井			力	あ	し	た	: 12	Ĭ :	 ל	IJ	=	ッ	ク	同	曙町二丁目18番地の 6
本		間	利		美	本			間			医			院	同	若浜町14番1号
池		田	真	梨	子	Щ	形	県	<u> </u>	z E	3	本	海	病	院	同	あきほ町30番地
池		Щ	有		子					[ī	司						同
_		柳			統					Ī	司						同
小		野			伴					[ī	司						同
加		藤	王		康					Ī	<u> </u>						同
加		登			譲					Ī	<u> </u>						同
桐		井			邦					ī	司						同
桐		林	伸		幸					[i	司						同
金			哲		樹					Ī	司						同
窪		田	俊		憲					Ī	司						同
近		藤			礼					Ī	司						同
櫻		井	俊		彦					Ī	司						同

佐	巌 智	佳 子	同	同					
須	貿 俊	博	同	同					
鈴 7	†	勝	同	同					
鈴 2	木 和	子	同	同					
鈴 7	*	豊	同	同					
須	装	毅	同	同					
高	呑 向	聡	同	同					
出	川 紀	行	同	同					
新	睪陽	英	同	同					
林	志	保	同	同					
原	田 裕	子	同	同					
針 4	主 光	博	同	同					
水 序	■ 洋	輔	同	同					
宮山	尚 良	太	同	同					
甲	州 秀	浩	甲州耳鼻咽喉科医院	村山市駅西19番26号					
高	喬 真	理	高橋内科神経科医院	同 楯岡荒町一丁目7番6号					
阿 j	主 大	介	阿 達 医 院	長井市あら町 6 番47号					
大 1	竹 和	久	大竹内科呼吸器科医院	天童市老野森一丁目 5 番 1 号					
吾	妻 信	夫	吾妻クリニック	北村山郡大石田町大字大石田甲93番地 <i>0</i>					
吾	妻 正	章	同	同					
市	न्	恕	市 村 医 院	同 丙154番地					
後	滕 慎	_	後 藤 医 院	同 乙94番地					
加 直	藤 喜	信	金 山 町 立 病 院	最上郡金山町大字金山548番地の 2					
瀧	睪佐	武郎	庄 内 余 目 病 院	東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号					
野ラ		睦	同	同					

市	Ш	誠	_	同	同					
安	藤	志	穂 里	同	同					
佐	藤	克	耶	同	同					
森	崎	純	子	同	同					
中	島	敏	文	同	同					
薦	岡	成	年	同	同					
古	Ш	雅	輝	同	同					
東		修	平	同	同					
坂	田		謙	あまるめ耳鼻咽喉科クリニック	同 余目字土堤下19番地の3					

報

山形県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称寒河江川土地改良区(維持管理事業)
- 2 認可年月日

平成18年 4 月10日

山形県告示第521号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営野中地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成18年 5 月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第522号

庄内町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年5月9日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し(立川地区)
- 2 縦覧に供する場所

庄内町役場

- 3 縦覧に供する期間
 - 平成18年5月19日から同年6月16日まで
- 4 その他

巜

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第523号

次の開発行為は、完了した。

平成18年5月19日

1 許可番号

平成18年3月1日 指令村総建第5063号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

寒河江市大字中郷字角田1575番 1、1576番 1、1577番、1578番、1601番、1554番 1、1603番 2、1599番、1580番、1603番 1、1587番 1、1600番、1579番、1602番 1、1604番、1581番、1582番、1585番 1、1586番 1、1588番 1、1589番 2、1590番 2、1552番 2、1583番、1584番、1600番先、1586番 1 先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

山形県告示第524号

次の開発行為は、完了した。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年9月16日 指令村総建第5047号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字下新田1716番 2、1719番、1720番 1、1720番 2、1721番 2、1722番、1724番、1727番 5、1727番13、1731番 2、1732番 2、1733番 3、1738番 2、1739番 3、1739番 4、6800番、6802番、6803番、6804番、6805番、6806番、6807番、6808番、6809番、6810番、6811番、6812番、6813番、6814番

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

マックスバリュ東北株式会社

山形県告示第525号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

" 中央七丁目 2 番 6 号 を 番12号

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第526号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤

弘

E	£	名 住		所	売りさばき	廃止年月日				
±	谷	ア	ヰ	山形市緑町三丁	目 3 番23号	同	左	平成18. 4.30		
砂	田		孝	西村山郡河北町	大字吉田62番地	同	左	平成18.	5. 1	

公

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海 士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 弘 藤

1 募集期間等

募集種目及び募集人員	募集期間	試	験	期	日	試概	験	の 要	試 の	験 位	場 置	試 名	験	場	の 称	採用時期
2 等陸士(男子若干名) 2 等海士(男子若干名) 2 等空士(男子若干名)	平成18年 5月19日 から同月 29日まで	平 3 l		年 6	月	適口	記試性試出試	験	東	根	市	陸上自地	1衛隊	神	町駐屯	平成18年 7月又は 同年8月

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記 入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課 (電話023(630)2075)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設 立の認証について申請があった。

平成18年5月19日

山形県知事 弘 齍 藤

- 1 申請のあった年月日
 - 平成18年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 自然環境&情報システム

(2) 代表者の氏名

長岡 康雄

(3) 主たる事務所の所在地

山形市松栄一丁目3番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然界の環境保全を行ううえで必要な基礎データを収集する為、生態系及び自然環境に関する 調査などを行うと共に、地域住民に対して、情報化社会の発展を図るための活動などを行うことで、環境保全、 社会教育、まちづくりや情報化社会の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年5月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年5月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 山形専門家ネットワーク

(2) 代表者の氏名

富澤 敏勝

(3) 主たる事務所の所在地

山形市七日町一丁目 4番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、個人、中小企業及び特定非営利活動法人等の発展に寄与することによるまちづくりの推進を図る活動、専門職業人による社会教育の推進を図る活動及び社会的弱者救済活動を通し、地域の発展に貢献する。

平成18年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成18年5月19日

山形県教育委員会

委員長 伊藤晴夫

1 教科書展示会の開始の時期

平成18年6月16日(金)

2 教科書展示会の期間

14日間(各日午前9時から午後4時45分までとする。)

3 会場及び展示内容

教科書センター 所在地・名称	展示する教科書の区分
天童市大字山元字犬倉津2515番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県教育センター	盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
山形市城西町二丁目 2 の15 山形市総合学習センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
上山市元城内5番5号	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学
上山市立上山小学校	校及び養護学校用教科書
寒河江市大字西根字石川西355番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県村山教育事務所	盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
村山市中央一丁目 3 番 6 号 北村山視聴覚教育センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
新庄市大字金沢字大道上2034番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県最上教育事務所	盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
米沢市金池三丁目 1 番55号	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学
米沢市教育研究所	校及び養護学校用教科書
長井市高野町二丁目3番1号	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県置賜教育事務所	盲学校、聾学校及び養護学校用教科書

東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県庄内教育事務所	盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
酒田市中央西町 2 番59号 酒田市総合文化センター内 酒田市理科教育センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学 校及び養護学校用教科書

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

山 形 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鐙 谷 誠 -

1 講習の区分

警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る特例措置講習

- 2 講習の期間及び場所
 - (1) 期 間

平成18年6月27日(火)から同月29日(木)までの3日間

(2) 場 所

山形市東古館123番地 協同の杜JA研修所

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の警備業法第 11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

4 定員

30人

- 5 受講手続
 - (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成18年5月29日(月)から同年6月2日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。ただし、平成18年5月29日(月)の受付にあっては、山形県の区域内に設けられている営業所において選任されている者に限る。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

- ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。
- (2) 受講申込書の提出
 - ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書 (提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの)を直接持参すること。
 - (7) 旧資格者証の写し
 - (イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し)
 - イ 提出期間

平成18年5月29日(月)から同年6月5日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、14,000円に相当する山形県証紙で納付すること。 既納の受講手数料については還付しない。

6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合せは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又 は山形県内の各警察署に行うこと。